

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、「アスペルガー症候群」等の既往症があるところ、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、障害者就労継続支援施設A型（以下「A型事業所」という。）における利用者であるとともに、職業指導員として他の利用者への作業指導に就いていた。

請求人によると、会社はA型事業所としての障害者に対する配慮がなかったことから、次第に体調不良となり、遂には特定の利用者の声に反応して突然意識を失う症状まで現れたという。また、採用から半年後の平成〇年〇月〇日以降には正社員になれるとの話も二転三転し、精神的混乱が生じたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、既往症にかかる治療をしていたCクリニックに受診し、新たに「解離性昏迷」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、E医師による平成○年○月○日付け意見書を踏まえた上で、請求人は、平成○年○月○日頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F44解離性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。

当審査会としても、被災者の症状等の経過に照らすと、D医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会は、その取り扱いは妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の精神障害発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、A型事業所である会社の利用者であったところ、同じ利用者であるFの声を耳にすることによって本件疾病を発病した旨述べるとともに、「達成困難なノルマが課された」、「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」及び「嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」等認定基準別表1の具体的出来事の類型に該当する出来事があり、それらが心理的負荷の原因となって、本件疾病を発病した旨主張している。

(イ) 請求人は、A型事業所である会社に職業指導員として雇用される一方で、当該事業所の利用者の立場でもあったことから、当審査会としては、請求人が置かれていた特殊な事情や経過等も含めて、請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）の主張する各出来事による心理的負荷を慎重に検討した。しかしながら、請求人らが主張する各出来事の存否及び心理的負荷の総合評価は、決定書理由において説示するとおり、「弱」もしくは出来事そのものが評価の対象とはならないものであると判断することが相当であり、会社における業務が相対的に有力な要因となって精神障害を発病させたとは判断できない。

なお、請求人は、同僚に対する会社の対応が記憶に残ったことや請求人への情報の入れ方について会社に統一性がなかったことがストレスになった旨を主張するとともに、会社からA型事業所として適切な支援が得られなかったという事情も心理的負荷の評価に当たって考慮するべきであると主張するが、労災保険法上の業務上外判断は、労働者としての請求人が、当該業務上の事由によって傷病を発病したと認められるか否かを判断するものであり、会社が利用者の立場にもあった請求人に対して、支援を行う事業者として十分な配慮を行ったか否かを問題とするものではないことから、請求人の主張は採用できない。

さらに、認定基準においては、業務による心理的負荷の評価は、精神障害を発病した労働者が主観的にどう受け止めるかではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価されるものとしており、当審査会としては、アスペルガー症候群の既往歴があるという請求人の複雑な事情については一定程度理解し得るものの、認定基準に基づいて精神障害の業務起因性の判断をすとの立場からは、請求人の主張を認容することはできない。

(ウ) 以上から、本件疾病発病前6か月間において、業務による心理的負荷となる出来事は認められず、本件疾病の発病は業務上の事由によるものとは認めることはできない。

(エ) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。